

ここが聞きたい！
いっぱん

質問

若月忠男 議員

景観条例制定計画の考えは

町長 平成24年3月を目途に
景観条例を制定したい



問 景観条例制定の計画で、奥出雲町らしい制定の考えは。

答 本町は、記紀神話にあるスサノオノミコトのヤマタノオロチ退治の舞台の地であるとともに、出雲國風土記に記された神話の里でもあります。また、古来よりたたら製鉄が行われているなど歴史的な産業資源と、水田や山並み、町並みなどが一体となった固有の歴史・文化的景観があります。また、国指定名勝天然記念物である鬼の舌震や比婆道後帝釈国定公園の船通山、吾妻山などに恵まれた自然景観や、さ

らには日本一のトラストアーチ橋である奥出雲おろちループ、鉄の歴史を今に伝える可部屋集成館、絲原記念館などの多くの地域資源を持っています。これらの豊かな神話や歴史に彩られた景観を整備保全していくため、知事の同意を得て、10月1日付で景観行政団体となりました。奥出雲町らしい良好な景観づくりを進めていきたいと考えています。このため、景観計画の策定とあわせて、条例の制定もぜひ必要であらうと考えています。

問 いつまでに条例制定を考えていますか。

答 来年度、県、地域住民各種団体などと連携しながら、景観計画策定委員会を設けて、平成24年3月を目途に景観計画、景観条例を制定したいと考えております。再来年の3月議会には景観条例をご審議いただくよう準備を進めたいと思っています。

問 策定委員会の人数と構成メンバーは。

答 策定委員会につきましては、住民の意見を反

映させ、地域の実情に合致した計画になるように、自治会代表、都市計画審議会、文化財保護専門委員会、学識経験者など、おおむね15名程度でお願いをしたいと考えています。

問 景観農業振興地域での整備計画の考えは。

答 景観区域につきましては町内全域を考えておりますが、景観形成地区の場合は、都市計画区域内で指定することができることになっておりまして、指定に当たっては区域内の土地の所有者及び使用者の同意が必要でございます。制定後の問題になろうと思います。例えば鬼の舌震、吾妻山とか、あるいはトロツコ列車の周辺、そういうような特に良好な景観を形成しているところを指定する考えです。本町は水田農業をやっており、棚田の水田風景も、極めて重要な景観資源です。いずれにしても地域指定をしていくか、委員会で充分議論してもらいたいと考えています。

問 町有施設用地の賃貸料と賃貸契約の見直しの考えは。

答 賃貸料の見直しについては、契約の算定方法に基づき、地価の変動に伴い契約金額を下げさせていたいただいたものや利用状況や必要性を調査し、今後必要ない施設の賃借契約の見直しに努めてまいりたいと考えています。特に教育施設につきましては、借地面積及び借地料も多いことから、売買等も含め、賃貸契約の見直しは大きな課題であると認識しております。来年度以降庁内にプロジェクトチームを作りまして、各課連携のもと、積極的な取り組みを図ってまいりたいと考えていますので、より一層町民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。健全財政のためにも重要な課題であると認識しており、何より所有者の皆さんの御理解をいただくことが特に重要だと思っております。御理解いただけたところから逐次取り組んでまいりたいと考えております。